

特定健康診査等実施計画

愛知県市町村職員共済組合

平成20年4月

特定健康診査等実施計画

目 次

- 第一 目的
- 第二 愛知県市町村職員共済組合の現況
- 第三 達成目標
 - 1 特定健康診査の実績に係る目標
 - 2 特定保健指導の実施に係る目標
 - 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標
- 第四 特定健康診査等の対象者数
 - 1 特定健康診査
 - 2 特定保健指導
- 第五 特定健康診査等の実施方法
 - 1 実施場所
 - 2 実施項目
 - 3 実施時期
 - 4 契約形態
 - 5 受診・利用方法
 - 6 周知や案内の方法
 - 7 職員健診等の健診データの受領方法
 - 8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法
 - 9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項
- 第六 個人情報保護
 - 1 特定健康診査等結果データの保管方法や管理体制
 - 2 記録の管理に関するルール
- 第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知
- 第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

第一 目的

我が国は、経済の着実な回復が続くことが見込まれる一方、平均寿命の伸長や予想を上回る出生率の低下に加え、人口が減少に転じることが明らかになりました。

こうした大きな環境の変化に応じ、医療制度についても、人口の高齢化及び担い手の減少に対応した持続可能な制度とすることが求められています。

このような状況に対応するため、国民が健康と長寿を確保しつつ、医療費の適正化に資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づいて、当組合においても 40 歳以上 75 歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することになりました。

本計画は、当組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とします。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、五年ごとに、五年を一期として定めるものとします。

第二 愛知県市町村職員共済組合の現況

当組合は、県内の市役所及び町村役場等に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、年金、医療及び福祉の三事業を行っています。

平成 18 年度末における概況は次のとおりです。

所属所数 90。組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）数は 24,765 人、平均年齢が 42.9 歳、男性は全体の約 56.2% です。

また、被扶養者（任意継続組合員及び任意継続組合員の被扶養者を含む。以下同じ。）数は 27,671 人で、平均年齢が 30.5 歳、男性は全体の約 34.5% を占めています。

健康診断について

組合員にあつては、所属所の労働安全衛生法に基づく職員健診のほか、当組合の保健事業による人間ドック検査・がん検診を実施しています。また、被扶養者にあつては、各市町村が実施する住民健診又は当組合の保健事業による人間ドック検査・がん検診により実施しています。

保健指導について

所属所による職員健診後に、同一の健診機関あるいは別の健診機関又は産業医に依頼して行っています。

人間ドック検査機関においては、ほとんどの検査機関において人間ドック終了

後に10分から30分の指導を行っています。

第三 達成目標

1 特定健康診査の実績に係る目標

平成24年度における特定健康診査の実施率は基本的には80%とします。

なお、この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）は次のとおりです。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
組合員	92	93	94	95	96	-
被扶養者	15	22	32	37	42	-
計	64	68	72	75	78	80

当組合は被扶養者率が25%以上であるため、実施率算定に当たっては被扶養者率が25%以上の参酌標準算定の考え方になって算出し、平成24年度の達成率は78%とします。

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率は45%とします。

なお、この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）は次のとおり定めます。

組合員 + 被扶養者	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
40歳以上対象者数（人）	13,429	14,562	16,061	17,241	18,467	-
特定保健指導対象者数（人）	3,659	3,951	4,339	4,647	4,961	-
実施率	35	38	40	43	45	45

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率は、国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて10%以上とします。

第四 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査

被扶養者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	1,092	1,635	2,392	2,816	3,273

2 特定保健指導

組合員 + 被扶養者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
40歳以上対象者	13,429	14,562	16,061	17,241	18,467
保健指導対象者計	3,659	3,951	4,339	4,647	4,961
実施率(%)	35	38	40	43	45
実施者数	1,312	1,504	1,752	1,999	2,258

第五 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

特定健康診査について

組合員については、所属所による職員健診の実施医療機関並びに当組合の人間ドック等契約検査機関で実施します。

被扶養者については、上記の健診機関等のほか、(社)地方公務員共済組合協議会が契約する日本人間ドック学会・日本病院会、全国労働衛生団体連合会、結核予防会、予防医学事業中央会、全日本病院協会のそれぞれに加盟する実施医療機関及び住所地の市町村国保の委託を受けた地区の契約医師会の健診会場とします。

特定保健指導について

当組合の人間ドック等契約検査機関のほか、(社)地方公務員共済組合協議会が契約する日本人間ドック学会・日本病院会、全国労働衛生団体連合会、結核予防会、予防医学事業中央会、全日本病院協会のそれぞれに加盟する実施医療機関および市町村国保の実施機関とします。

2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目(検査項目及び質問項目)とします。

3 実施時期

特定健康診査

特定保健指導の階層化を行う関係から、組合員においては所属所による職員健診並びに当組合の人間ドック検査を、また、被扶養者においては特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）を発行し、特定健康診査並びに当組合の人間ドック検査をそれぞれ当該年度の1月末まで年間を通じて実施します。

特定保健指導

階層化の結果、特定保健指導が必要な者に対し特定保健指導利用券（以下「利用券」という。）を交付し、個別面談を中心とした保健指導を年間を通じて実施します。

なお、6か月後の評価や継続的支援について年度をまたぐ場合は、年度末で保健指導を終了せず、6か月後の評価時まで継続して保健指導を実施します。

ただし、初回時面接は当該年度末までには完了することとします。

4 契約形態

特定健康診査

所属所による職員健診の実施医療機関並びに当組合の人間ドック等契約検査機関については個別に健診委託契約を結び、決済のための代行機関の利用は行いません。

また、地方公務員共済組合協議会及び代表医療保険者を通じて健診委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置します。

特定保健指導

「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングをすることとし、当組合が個別に健診委託契約した特定健康診査実施医療機関等のうち、特定保健指導のできる医療機関等と保健指導委託契約を結びますが、決済のための代行機関の利用は行いません。

また、地方公務員共済組合協議会および代表医療保険者を通じて保健指導委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での利用が可能となるよう措置します。

5 受診・利用方法

特定健康診査受診券

組合員における特定健康診査は、職員健診並びに人間ドック検査によって受診するため、受診券は発行しません。

被扶養者（任意継続組合員及び任意継続組合員の被扶養者を除く。）については、

特定健診等対象者に受診券を所属所等を通じて配布します。任意継続組合員及び任意継続組合員の被扶養者については、対象者の自宅へ受診券を郵送等により配布します。

特定健康診査を受診する場合には、受診券とともに組合員被扶養者証等を健診機関に提示して、当該年度の1月末までに特定健診を受けることとします。

特定保健指導利用券

特定保健指導対象者には利用券を交付します。保健指導を受ける場合には、利用券とともに組合員被扶養者証を保健指導実施機関に提示して、保健指導を受けますが、初回時面接は当該年度末までに完了することとします。

特定健康診査や特定保健指導を受ける者が窓口で負担する額は、当組合が負担する額との差額分とします。

6 周知や案内の方法

当組合の広報誌の配布とともにホームページへの掲載により組合員及び被扶養者に周知を図ります。

また、被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっての受診券を、特定保健指導対象者に対しては利用券を配付することにより、案内を兼ねて周知を図ります。

7 職員健診等の健診データの受領方法

職員健診について、特定健康診査対象者に係る健診結果データを、職員健診実施機関から所属所を経由して提供を受けることを基本とします。

なお、特定健康診査対象者の健診結果データを当組合に提供することについて、本人同意（黙示の同意等）を得るよう所属所に協力を求めて行きます。

人間ドック受検者については、特定健康診査対象者に係る健診結果データを人間ドック検査機関から直接授受します。また、特定保健指導を受けた者については、保健指導結果データを特定保健指導実施機関から直接授受します。

特定健康診査等の結果データの形態は、国の定める電子的な標準様式で受領するものとします。

8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第2章に示している優先事項及び特定健康診査等の実績等を総合的に勘案し、特定保健指導対象者の絞込み等を行います。

9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行います。

第六 個人情報保護の保護

1 特定健康診査等結果データの保管方法や管理体制

特定健康診査等の結果データは当組合の特定健診等システムに管理・保管します。また、保存が義務付けられている5年を経過した特定健康診査等の結果データの取扱いについては今後検討します。

2 記録の管理に関するルール

当組合は、愛知県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程を遵守し、当組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしません。

当組合のデータ管理者は事務局長とし、データの取扱者は当組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限り、パスワード管理を行います。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理します。

第七 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

当組合の広報誌の配布及びホームページに掲載することにより、本計画の周知を図ります。

第八 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年実施に基づき評価します。

また、中間年の平成22年度には、国・都道府県の医療費適正化計画の中間評価と見直しが予定されていることから、この時期に評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直します。